

令和3年度
久留米市ふるさと納税
返礼品提供事業者説明会

令和3年2月5日
総務部総務課

1 ふるさと・くるめ応援寄付の状況

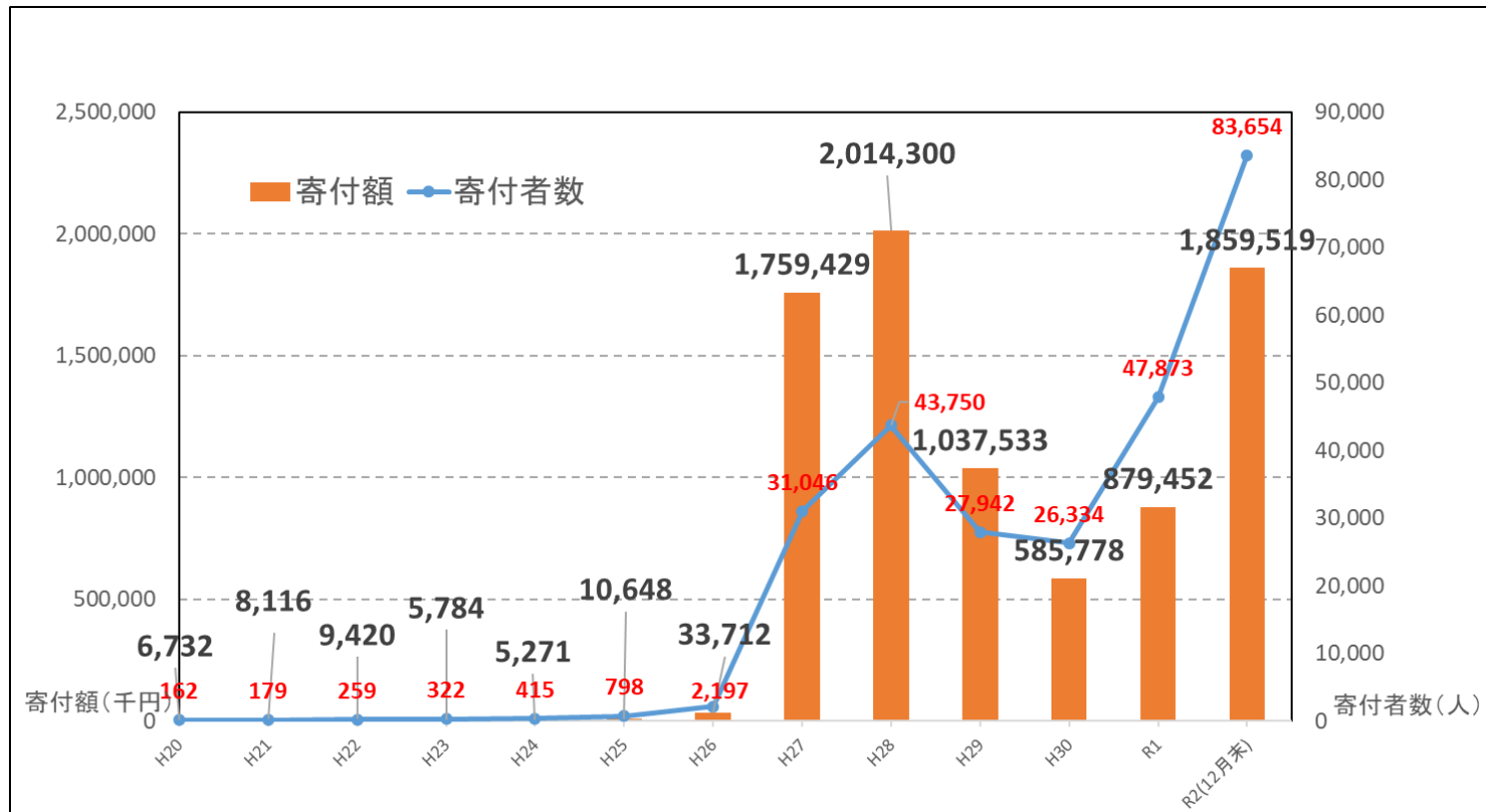
1. 寄附実績について

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 金額（千円） | 6,732 | 8,116 | 9,420 | 5,784 | 5,271 | 10,648 | 33,712 |
| 件数（件） | 162 | 179 | 259 | 322 | 415 | 798 | 2,197 |

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 (4~12) |
|--------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 金額（千円） | 1,759,429 | 2,014,300 | 1,037,537 | 585,777 | 879,452 | 1,859,519 |
| 件数（件） | 31,046 | 43,750 | 27,942 | 26,334 | 47,844 | 83,654 |

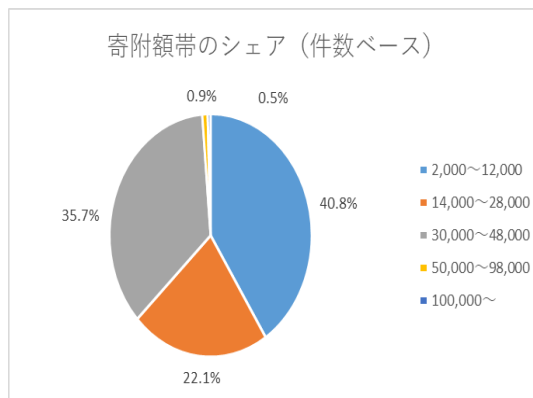
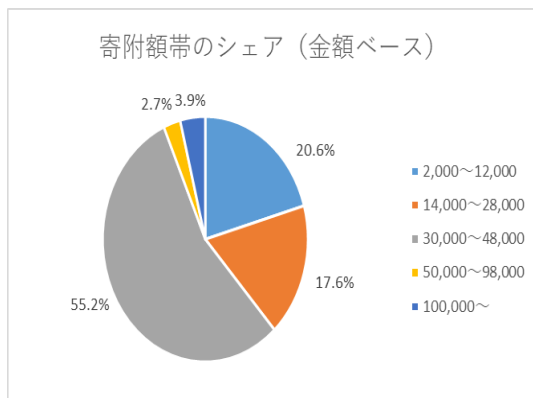
※最近の動き

- ・寄附額に対する返礼割合の見直し（寄附額の3割に統一） H29.10月～
- ・一部の人気返礼品（自転車等）の取扱い中止 H29.10月～
- ・ふるさと納税指定制度開始 R1.6月～



2. 各ポータルサイト別及び寄附額別受入状況（2020年4月～12月実績）

| 区分 | 件数 | 割合 | 金額（円） | 割合 |
|-----------|--------|-------|---------------|-------|
| 楽天 | 29,260 | 35.0% | 580,919,000 | 31.2% |
| ふるさとチョイス | 26,827 | 32.1% | 591,451,466 | 31.8% |
| ふるなび | 16,167 | 19.3% | 402,185,000 | 21.6% |
| さとふる | 9,165 | 11.0% | 189,305,600 | 10.2% |
| ANAポータル | 1,367 | 1.6% | 26,544,000 | 1.4% |
| 特設サイト・その他 | 868 | 1.0% | 69,114,000 | 3.7% |
| 合計 | 83,654 | 100% | 1,859,519,066 | 100% |



3. カテゴリ別（R2.4～12月実績）

| カテゴリ | 割合（金額） | 割合（件数） |
|----------|--------|--------|
| 雑貨 | 54.2% | 36.4% |
| 農産物 | 14.4% | 27.3% |
| ゴルフ&テニス | 9.7% | 13.3% |
| 加工食品 | 6.3% | 6.2% |
| ベビー用品 | 3.3% | 1.2% |
| 肉 | 3.0% | 3.7% |
| 靴 | 2.6% | 1.6% |
| スイーツ | 2.3% | 4.4% |
| 鍋セット | 1.8% | 2.8% |
| ラーメン&うどん | 1.0% | 1.7% |
| 酒・飲料 | 0.5% | 0.8% |
| タイヤ | 0.4% | 0.0% |
| 久留米餅 | 0.2% | 0.4% |
| 花木 | 0.1% | 0.2% |
| 体験プラン | 0.1% | 0.0% |
| 籃胎漆器 | 0.1% | 0.0% |
| 総計 | 100.0% | 100.0% |

【令和2年4月～12月人気返礼品】（寄附額ベース）

| | 必要寄附額 | 返礼品 | 件数 |
|----|--------|------------------------------------|--------|
| 1 | 30000 | マイクロバブルシャワー「ピュアブルⅡ」 | 30,201 |
| 2 | 10000 | あまおういちご 約280g×5パック（計約1,400g） | 7,815 |
| 3 | 14000 | 「くるっぱ」のゴルフボール「TOUR B XS」マークEdition | 4,367 |
| 4 | 14000 | 「くるっぱ」のゴルフボール「TOUR B X」マークEdition | 4,014 |
| 5 | 10000 | 割れチョコアソート 12種（1kg） | 3,794 |
| 6 | 10000 | 特別栽培 あまおう（ふくおかエコ農産物） | 3,649 |
| 7 | 10000 | 無洗米 福岡県産 令和2年産 ヒノヒカリ 10kg（5kg×2袋） | 3,159 |
| 8 | 10000 | エコファーマー あまおう | 2,079 |
| 9 | 12000 | もつ鍋セット | 1,588 |
| 10 | 144000 | 柚子庵 懐石おせち 3段 | 124 |

【ふるさと納税指定制度】（令和元年6月～）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

総務大臣による指定の基準

基準① 募集適正実施基準

基準② 返礼割合3割以下基準

基準③ 地場産品基準

※ 各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

※以下のいずれにも該当すること

① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

② 経費総額5割以下

- 二 各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。ただし、各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

③ 他団体への多大な影響

- 三 平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

【総務省告示基準と久留米市の現状】

令和3年1月現在、総務省が示している募集に要する経費総額5割以下の基準は達成できている。

しかし、今後、実質還元率が高い返礼品の人気が出た場合は、50%を超え、ふるさと納税の指定団体から除外される可能性も・・・

<募集に要する経費>

- ・返礼品の調達に係る費用：返礼品等の調達費用
- ・返礼品の送付に係る費用：返礼品等の運送料・梱包費用
- ・広報に係る費用：新聞広告・インターネット広告の掲載に係る費用
- ・決済等に係る費用：クレジットカード決済の手数料・金融機関の取扱手数料
- ・事務に係る費用：ふるさと納税専任職員人件費、ポータルサイト掲載委託料

【募集経費5割を守るために・・・】

<対応策1>

実質還元率（＝返礼品代＋返礼品の送料）が、寄附額の40%以下となるよう寄附額を設定します。

※ 但し、特例として・・・

「返礼品代が4200円以下のものを冷蔵・冷凍便で送る場合」または「重さ10kg以上のものを送る場合」は、実質還元率を45%を上限として認めることとします。

(例)

| | 返礼品代 | 送料 | 計 | 実質還元率 | 基準 | 寄付額 |
|---|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 1 | 3,000 | 1,000 | 4,000 | 40% | ○ | 10,000 |
| 2 | 3000 | 1200 | 4,200 | 35% | | 12,000 |
| 3 | 2800 | 1200 | 4,000 | 40% | | 10,000 |
| 4 | 3000 | 1800 | 4,800 | 40% | | 12,000 |
| 5 | 2800 | 1800 | 4,600 | 38% | | 12,000 |
| 6 | 2700 | 1800 | 4,500 | 45% | 【特例】 | 10,000 |
| 7 | 3000 | 1500 | 4,500 | 45% | ○ | 10,000 |

※特例対象：1事業者あたり最大5品まで

予め、返礼品の荷姿の写真、荷物のサイズ、配送業者等を確認いたします。

また、過去の実績や類似の返礼品の配送実績等に照らし、送料の設定が高い場合は、選定を見送る場合があります。

それでもなお、経費率5割を守ることが困難な場合は、次のとおり対応いたします。

< 対応策 2 >

経費率が高いサイトにおいては、実質還元率が高い返礼品の必要寄附額を上乗せする場合があります。

※ 市の裁量で行うため、事業者様にて特段の手続き等はありません。

※ 寄附額の上乗せによる契約金額の変更はできませんのでご注意ください。

2 令和3年度返礼品の募集について

【募集スケジュール】

下記スケジュールに沿った提案をお願いします。

※同一年度内の提案（追加・変更含む）は5品まで

令和3年度返礼品提供事業者等選定スケジュール

| 選定会議 | 募集期間 | 選定委員会 | 結果通知 | 備考 |
|------|-----------------|-------|-------|---------------|
| 第1回 | R3.2.1～R3.2.19 | 3月上旬 | 3月下旬 | 令和3年度当初エントリー分 |
| 第2回 | R3.5.10～R3.5.28 | 6月中旬 | 7月上旬 | |
| 第3回 | R3.8.30～R3.9.15 | 9月下旬 | 10月中旬 | ※年内最終 |
| 第4回 | 未定 | 未定 | 未定 | ※R4年度返礼品 |

※製造中止等による受付停止等には随時対応いたします。

【事業者様の条件】

返礼品提供業者は、原則として次の要件を全て満たすもの。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人
- (2) 法令を遵守し、生産、製造、販売、サービス等を行っているもの
- (3) 市税の滞納がないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの又は法人であってその役員が暴力団員でないもの
- (5) 品質及び数量の面において安定供給が可能で、原則として「久留米市ふるさと納税出荷管理システム」による出荷依頼を受け、出荷管理及び全国発送を行うことができるもの
- (6) 個人情報の適正な取扱いができるもの
- (7) 生産物賠償責任保険等に加入し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできるもの（ただし、生鮮品については、この限りでない。）

【返礼品の条件】

<前提>

ふるさと納税の返礼品としてふさわしく、市の魅力発信及び産業振興につながる特産品等（農産物、地酒、焼鳥やラーメン等の食料品、久留米餅や藍胎漆器等の伝統工芸品等）であること

<要件>

(1) 地場産品であること

（地場産品基準は総務省の告示基準のとおり）

(2) 返礼品の価格が50万円を超えないもの

(3) 電気・電子機器、貴金属その他資産性が高いものでないもの

(4) プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金その他金銭類似性がないもの

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

近隣市町村や都道府県との連携による地域の特産品の取扱い

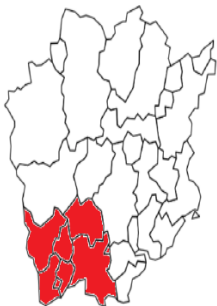
<原則>
単一の市町村域



<発展型①>

[前ページ「八」の「イ」]

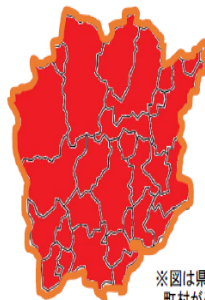
近隣の複数市町村が
共通の返礼品等を取扱い



<発展型②>

[前ページ「八」の「ロ」]

県が音頭を取って県内市町村
と連携し、共通の返礼品等を取扱い

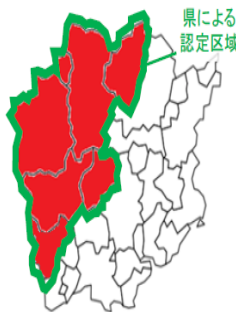


※図は県内の全ての市
町村が連携した場合

<発展型③>

[前ページ「八」の「ハ」]

県が地域資源として相当程度認識
されていると認定したものを、
市町村がそれぞれ返礼品等として取扱い



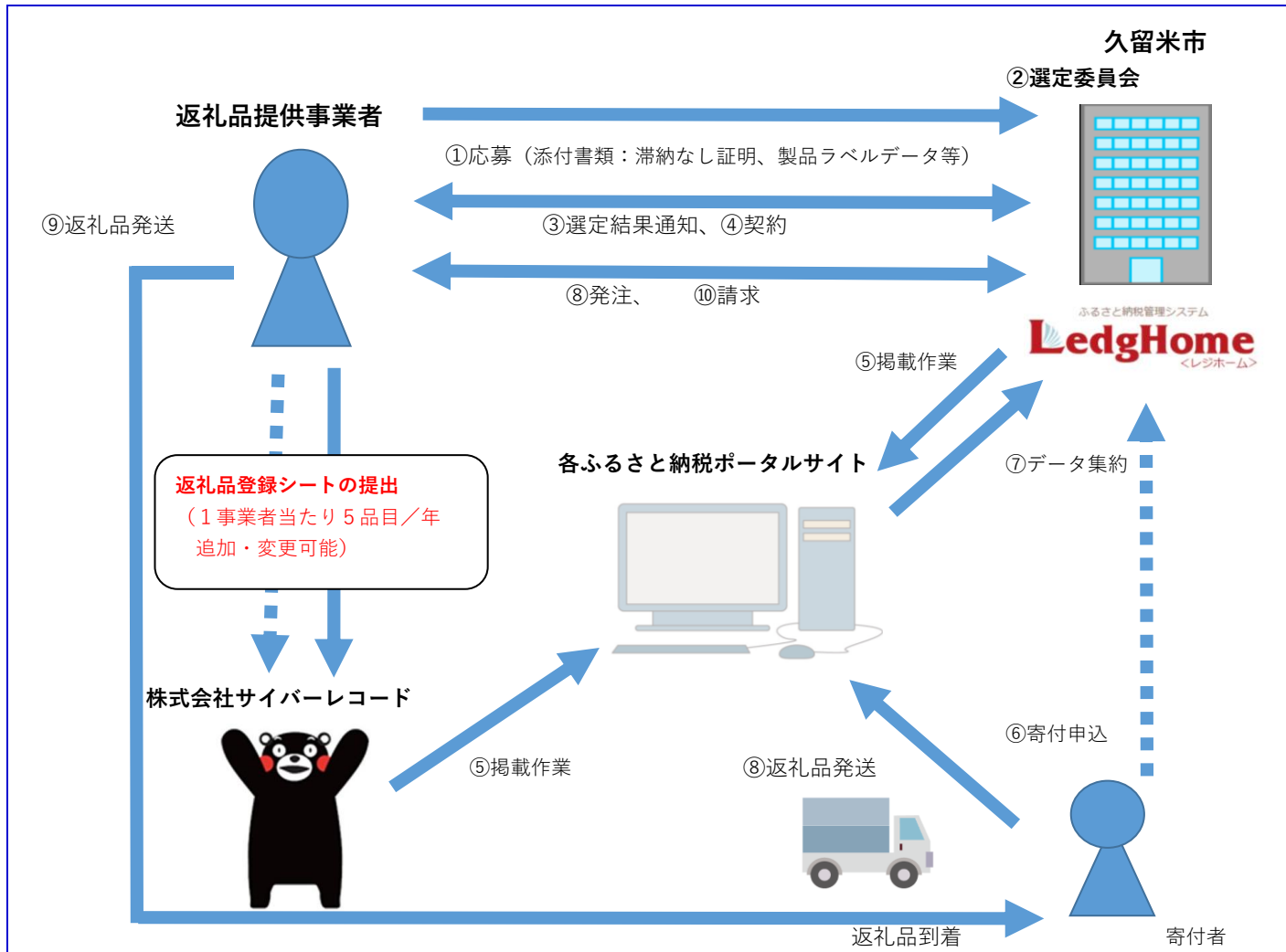
平成31年総務省告示第179号第5条第8号
ハに基づき福岡県が認定する地域資源

| 認定する地域資源 | 該当市町村 | 適用開始日 |
|--------------|-------|----------|
| 辛子明太子 | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 博多和牛 | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| もつ鍋 | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| はかた一番どり | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| はかた地どり | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 水炊き | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 豚骨ラーメン | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| ラー麦 | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 夢つくし(米) | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 元気つくし(米) | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| あまおう | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| とよみつひめ(いちじく) | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 秋王(柿) | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 早味かん(みかん) | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 甘うい(キウイ) | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 八女茶 | 全市町村 | 令和元年6月1日 |
| 福岡有明のり | 全市町村 | 令和元年6月1日 |

【地場産品と認められる具体例】

- 1 市内で生産された農産物（第1号）
- 2 市内で生産された原材料を使い、市外で製造された加工品（第2号）
（例：市内で生産された牛乳や果物を100%使用し、市外で製造されたジェラート）
- 3 市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、市内事業者の自社製品として販売しているもの（第3号）
（※「相応の付加価値」とは・・・：関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）参考
実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例
 - ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
 - ・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
 - ・ 改装・仕分け
 - ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
 - ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること
- 4 市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、区域外で加工される牛肉（第4号）
- 5 市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット（第6号）

4 久留米市のふるさと納税の流れ



さとふる経由の寄附は、流れが異なります。のちほど、さとふるより説明を致します。

【提出書類】

1 初めて応募される場合

- ① ふるさとくるめ応援寄附事業者
エントリーシート
 - ② 返礼品登録シート
 - ③ 市税の滞納のない証明書
 - ④ 返礼品の画像
 - ⑤ 返礼品の各種届出書類の写し等
(各種販売業の営業許可や食品表示ラベルの写し等)
- ①③⑤→市 ②④→サイバーレコード

2 既に登録されている場合

- ① ふるさと・くるめ応援寄附返礼品
提供事業者継続届出書
 - ② 返礼品継続確認シート
 - ③ 返礼品登録シート (規格変更、追加等がある場合)
 - ④ 返礼品の各種届出書類の写し等
(各種販売業の営業許可や食品表示ラベルの写し等)
 - ⑤ 市外事業者の場合は国税に滞納のない証明書
- ①⑤→市 ②③④→サイバーレコード

【その他留意事項】

- 返礼品の送付時には、自社の案内チラシ等を同封できます。
この機会に是非、全国の寄附者に自社製品の魅力をPRしてください。
- 個人情報の取り扱いにご留意ください。
特に、寄附者へDMの送付を行う等の営業行為は慎んでください。
- 送料単価は、全国一律料金を設定してください。(実費請求は出来ません)
- 商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切責任を負いません。寄附者からのクレーム等があった場合は、事業者において真摯に対応し、解決に努めてください。また、クレーム等の内容は市に報告してください。
- 申し込み内容に虚偽があった場合や市に損害を及ぼす行為があった場合、登録を取り消します。

サイバーレコード

support.kurume@cyber-records.co.jp

【さいごに】

ふるさと納税は、生活スタイルの変化による巣ごもり消費拡大により、これまで以上に注目を集めています。

今後とも様々な形でご協力をお願いすることがあるかと存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市役所 総務部総務課

TEL：0942-30-9744

FAX：0942-30-9706

E-mail：furusato@city.kurume.fukuoka.jp